

## 令和 7 年度年末・年始時における道路工事及び道路占用工事抑制について

令和 7 年度年末・年始時において予想される道路交通の混雑を緩和し、事故の発生を防止するため、下記のとおり道路工事及び道路占用工事の抑制を実施する。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

世田谷区  
世田谷警察署  
北沢警察署  
玉川警察署  
成城警察署

### 記

#### 1 道路工事及び道路占用工事の抑制期間

年末・年始時の世田谷区道における道路工事及び道路占用工事は、それぞれ次の期間内における工事着手を承認せず又は工事中の工事は一時中止するものとする。

また、沿道区域内の建築工事等に伴う工事車両に対する道路使用については、駅前、交差点付近など当該道路の使用が他の交通の通行に著しく影響を及ぼす恐れのある場合は、同じく道路の使用を許可しない場合がある（交通管理者と協議のこと）。

① 路線バス運行路、主要な抑制路線、駅付近（別図）

- (ア) 大掘削工事は、**1 2 月 2 1 日（日）** から **1 月 3 日（土）** までの昼夜間とも抑制
- (イ) 小掘削工事は、**1 2 月 2 5 日（木）** から **1 月 3 日（土）** までの昼夜間とも抑制

② ①以外の全ての区道

- (ア) 大掘削工事は、**1 2 月 2 5 日（木）** から **1 月 3 日（土）** までの昼夜間とも抑制
- (イ) 小掘削工事は、**1 2 月 2 9 日（月）** から **1 月 3 日（土）** までの昼夜間とも抑制

③ 道路掘削工事を伴わない作業（既設人孔内での作業等）は、**1 2 月 2 9 日（月）** から **1 月 3 日（土）** まで昼夜間とも中止

\* 昼間とは 6 時から 1 8 時までをいい、夜間とは 1 8 時から翌朝 6 時までをいう

\* 1 2 月 2 9 日の工事については、0 時から工事の抑制を行うものとする

\* 1 月 4 日の工事については、朝 6 時まで工事の抑制を行うものとする

#### 2 工事中止箇所の取扱い

工事抑制期間中、工事を中止する箇所については、次のとおりそれぞれの措置を特に強化させ、必要に応じ道路管理者及び所轄警察署長が確認するとともに、その他必要な指示をして工事中止期間中一般交通に開放するものとする。

① 工事中止箇所の補修等

工事中止箇所は常に道路標識、道路標示の点検、整備及び路面損傷部の補修並びに現場の清掃を十分行うこと。また、交通規制上不要な工事看板については撤去すること。

② 掘さく跡の仮復旧

掘さく跡の本復旧が不可能な場合は、道路管理者の指示する仮復旧を行うこと。

③ 覆工板による交通開放

復旧が困難で、やむを得ず覆工板で交通開放する場合には、当該箇所を常時点検補修すること。

④ 交通開放できない場合の措置

上記以外の場合で工事の工程上やむを得ず常設作業帯を設けたまま工事を中止するときは、作業帯を極力縮小して周囲に堅固な柵を設け、夜間は規定の保安灯を設置すること。

⑤ 保安要員の配置

工事中止箇所では、保安要員が常時現場を巡回して、事故防止に努めること。

⑥ 突発事故に対する措置

工事中止箇所においては、応急用資材を常時備蓄し、事故の発生が予測されるとき又は事故が発生したときは、直ちに応急措置を行うとともに、道路管理者、所轄警察署長並びに関係機関に通報してその指示を受けること。

### 3 工事中止の特例

次の工事等は抑制を除外できるものとする。

なお、これらに該当する場合であっても可能なかぎり抑制に努めることとする。

① 交通事故の防止等及び公衆災害防止の観点から緊急に実施する必要がある工事。

② 道路保全のための維持作業。

③ 供給又は取替工事等のうち、やむを得ないと認められるもの。

④ 常設作業帯内及び未供用区間内で行われるもの。

⑤ 上記以外の工事で特別の事情により道路管理者と交通管理者が協議の上、施工を認めたもの。

### 4 その他

工事の施工にあたっては、工事抑制期間前に工事完了若しくは前記2の工事中止箇所の取扱いによる措置をするとともに、覆工板等により作業帯を一般交通に開放する工事については、あらかじめ抑制期間前に覆工等が終了するよう万全な工程管理を行うものとする。

令和7年度年末・年始時における道路工事及び道路占用工事抑制早見表

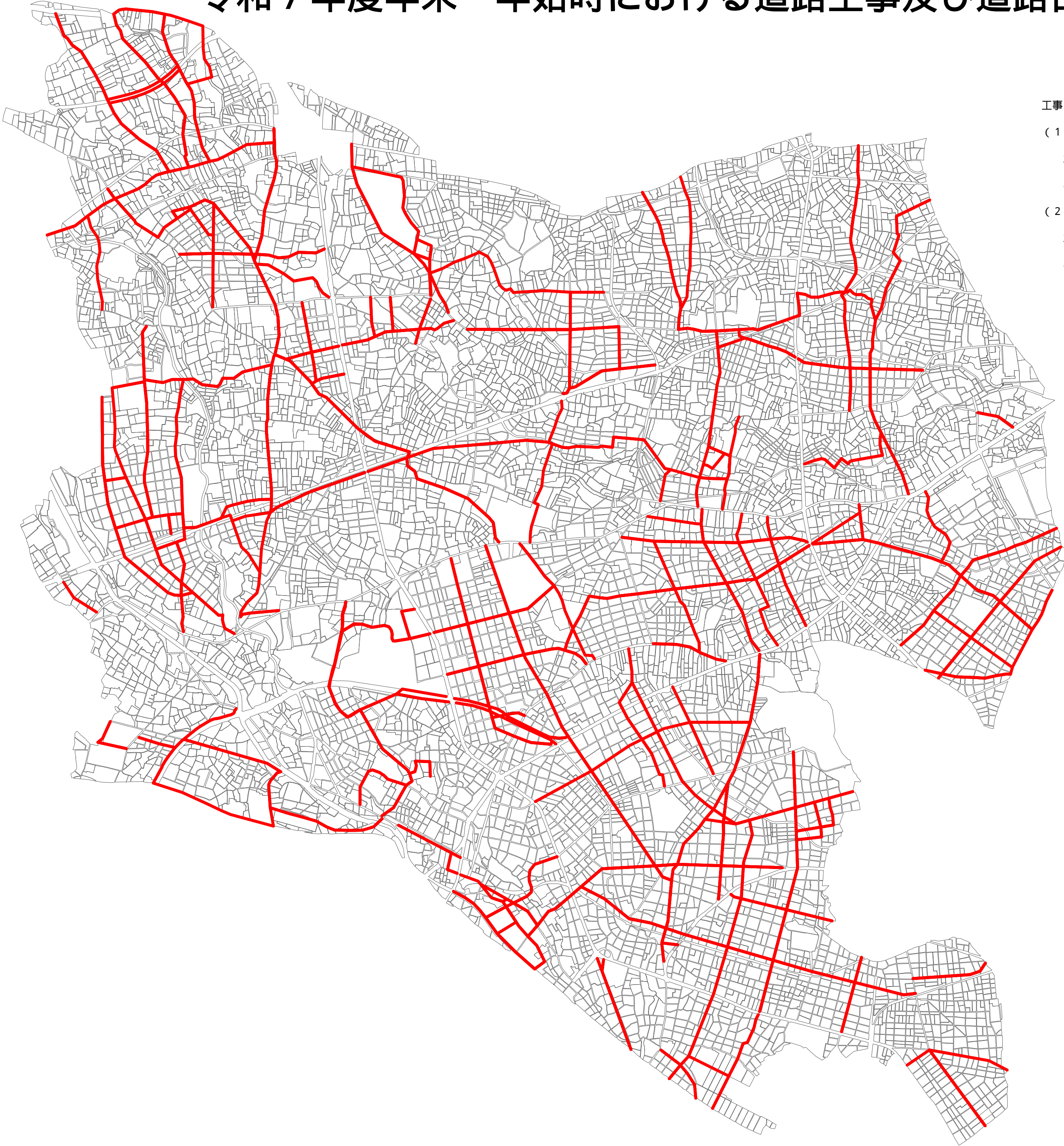
| 道路の分類                           | 規模  | 12/21～    | 12/25～    | 12/29～    | 12/31 | 1/1 | ～1/3 | 1/4  |
|---------------------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-------|-----|------|------|
|                                 |     | 日         | 木         | 月         | 水     | 木   | 土    | 日    |
| ① 路線バス運行路、<br>主要な抑制路線、駅付近       | 大掘削 | ● 昼夜間とも中止 |           |           |       |     | →    |      |
|                                 | 小掘削 |           | ● 昼夜間とも中止 |           |       |     | →    |      |
| ② ①以外の全ての区道                     | 大掘削 |           | ● 昼夜間とも中止 |           |       |     | →    | 工事再開 |
|                                 | 小掘削 |           |           | ● 昼夜間とも中止 |       |     | →    |      |
| ③ 道路掘削工事を伴わない作業<br>(既設人孔内での作業等) | -   |           |           | ● 昼夜間とも中止 |       |     | →    |      |

※昼間とは6時から18時までをいい、夜間とは18時から翌朝6時までをいう。

※12月29日の工事については、0時から工事の抑制を行うものとする。

※1月4日の工事については、朝6時まで工事の抑制を行うものとする。

# 令和 7 年度年末・年始時における道路工事及び道路占用工事抑制について（別図）



工事を抑制する道路（区道）と期間（全て昼夜間）は次のとおり

（１）路線バス運行路、主要な抑制路線（図中の太線）、駅付近

大規模工事：１２月２１日から１月３日まで

小規模工事：１２月２５日から１月３日まで

（２）上記以外の全ての区道

大規模工事：１２月２５日から１月３日まで

小規模工事：１２月２９日から１月３日まで

昼間とは６時から１８時までをいい、夜間とは１８時から翌朝６時までをいう

１２月２９日の工事については、０時から工事の抑制を行うものとする

１月４日の工事については、朝６時まで工事の抑制を行うものとする